

## 愛知県立芸術大学附属図書館規程

昭和 41 年 7 月 7 日

最近改正 平成元年 4 月 1 日

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立芸術大学学則第 5 条第 2 項の規定に基づいて、愛知県立芸術大学附属図書館(以下「図書館」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (図書館の目的)

第2条 図書館は、図書及び図書館資料(以下「図書」という。)の収集、整理、管理及び運用をつかさどる。

### (図書の備付け区分)

第3条 図書館の管理する図書を分けて、図書館備付け及び研究室・事務室備付けの 2 種とする。

### (図書の利用者)

第4条 本学の教職員及び学生は、図書を利用することができる。ただし、休職、休学、停学中の者は、図書を利用することができない。

2 前項本文に規定する者以外の者は、図書館長の許可を得て、図書を利用することができる。

### (入庫)

第5条 本学の教職員及び図書館長の許可を受けた者は、書庫内に入り、図書を検索することができる。

### (弁償)

第6条 図書を亡失し、又はき損した者は、図書館長が指定する図書、又は相当代価を弁償しなければならない。

### (利用の停止等)

第7条 図書館に関する規程及び図書館長の指示に従わない者又は不都合の行為があった者に対しては、図書館の利用を停止し又は禁止することができる。

### (寄託図書)

第8条 寄託された図書は、第 3 条に規定する図書と同一に取り扱う。

2 寄託された図書が盗難、天災その他不可抗力によって亡失し、又は損傷した場合は損害賠償の責任を負わない。

### (図書運営委員会)

第9条 図書館の企画及び運営に関する重要事項を審議するため、図書運営委員会を置く。

2 図書運営委員会に関する規程は、別に定める。

### (図書館長への委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、図書館長が定める。